## 等級及び職制上の階段ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

## (1)行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
守似		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は職務の困難度、責任の程度が同等の職務にある者	24	21%	主事	22	44	38%	係員級
				技師	1			
				保健師	1			
				計	24			
2級	主査又は職務の困難度、責任の程度が同等の職 務にある者	20	17%	主査	20			
				計	20			
	係長若しくは主任主査又は職務の困難度、責任の 程度が同等の職務にある者	22	19%	主任主査	12	22	19%	係長級
3級				主任技査	1			
				主任保健師	2			
				係長	7			
				計	22			
4級	課長、主幹若しくは課長補佐又は職務の困難度、 責任の程度が同等の職務にある者	46	39%	課長	7	51	44%	課長級
				室長	2			
				会計管理者	1			
				あおぞらこども園長	1			
				課長補佐	9			
				副室長	1			
				議会事務局次長	1			
				副所長	2			
				主幹	18			
				技幹	4			
				計	46			
5級	参事の職務にある者	4	3%	参事	4			
				計	4			
6級	困難な業務を処理する参事の職務のうち、町長が認める者	1	1%	参事	1			
の収				計	1			
		117	100%					

| | | | ※再任用職員も含む

## (2)技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 守衛又は巡視の職務	1	100%	用務員	1	1	100%	係員級
	2 用務員等の職務							
	3 労務作業員等の職務							
	4 事務見習又は技能見習等の職務			計	1			
2級	1 自動車運転手の職務	0	Ο%					
	2 一般技能職員の職務							
	3 電話交換手の職務							
	4 困難な業務を行う用務員等の職務							
	5 相当の経験を必要とする労務作業員等の職務							
	6 困難な業務を行う守衛又は巡視の職務			計	0			
3級	1 相当の技能又は経験を必要とする自動車運	0	0%			0	0	主任級
	手の職務							
	2 相当の技能又は経験を必要とする作業を行う							
	一般技能職員の職務							
	3 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手							
	の職務							
	4 特に困難な業務を行う用務員等の職務							
	5 特に困難な業務を行う守衛又は巡視の職務							
	6 職務の内容及び責任の程度が前2号と同等と							
	認められる労務作業員等の職務			計	0			
		1	100%					